

第 7 章 土壤汚染対策

土壤汚染は、地下水汚染とともに、新たな汚染問題として、重要な課題となっている。市街地等においては、工場・事業場等の跡地の再開発や廃棄物処分場跡地等での土壤汚染が判明する事例が増加し、社会的関心が高まっている。

土壤汚染については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として「土壤の汚染に係る環境基準」が設定されている。

また、土壤汚染対策に関する法制度がないことから、環境省では、平成 12 年 12 月から学識経験者からなる「土壤環境保全対策の制度の在り方に関する検討会」において、土壤環境保全対策のために必要な制度の在り方について調査・検討を進めてきた。

同検討会では平成 13 年 9 月に中間的な取りまとめが行われ、これを受けて、同年 10 月に環境大臣から中央環境審議会に対して「今後の土壤環境保全対策の在り方について」を諮問し、平成 14 年 1 月に同審議会から答申がなされた。

今後この答申を踏まえ、法が整備されることとなる。

第 1 節 土壤環境基準

平成 3 年 8 月、公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条（現行、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条）の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として「土壤の汚染に係る環境基準」が告示（平成 3 年環境庁告示第 46 号）された。この告示の中で、汚染環境基準の項目として、カドミウム、シアン等 10 項目の有害物質が定められた。

さらに、平成 5 年 3 月の水質環境基準の一部改正に合わせ、平成 6 年 2 月には新たにトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬等 15 項目の追加、及びヒ素及び鉛についての土壤環境基準が強化され、また、平成 13 年 3 月には、ふっ素及びほう素について土壤環境基準が追加された。

また、平成 11 年 12 月、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）が告示された。（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

第 2 節 土壤汚染対策

1 土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針

土壤汚染は地下水汚染と密接な関係をもつため、適切な土壤汚染対策は地下水の汚染防止に重要な役割を果たす。土壤汚染から地下水汚染への汚染機構を十分把握しないまま対策を行っても地下水の浄化効果が現れないことから、環境省（当時、環境庁）は、平成 6 年 11 月、「重金属等に係る土壤汚染調査・対策指針」及び「有機塩素系化合物等に係る土壤・地下水汚染調査・対策暫定指針」を策定した。

その後、浄化技術に関する新たな知見の集積や、地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定等に伴

い、当指針の拡充・整備が必要となった。そのため、環境省は当指針を全面的に改定し、平成 11 年 1 月、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」を策定した。

この指針は、土壌・地下水汚染に係る調査及び対策について、具体的な技術上の手順等を示したものである。

2 土壌汚染対策指導要領

本市では事業活動に伴う六価クロム、油及びシアンによる土壌汚染を経験したことを踏まえ、また、工場移転や閉鎖による工場・事業場跡地が市街地の再開発用地として利用される場合が多くなる傾向にあることもあって、これら跡地の有害物質による土壌汚染問題について統一的・効率的な土壌汚染対策の推進を図るため、昭和 63 年 4 月、「北九州市における工場・事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領」を策定した。

その後、「土壌の汚染に係る環境基準」が定められたことや、環境省が指針を示したことから、平成 11 年 4 月、全面的に改定した。

改定した要領では、概況調査や詳細調査の実施、汚染土壌の処理対策方法、処理対策後の追跡調査等について定め、事業場等に必要な指導を行うこととしている。